第3回「(仮称) 障がい者の合理的配慮条例」条例制定検討委員会会議録(概要)

- 1 日 時 令和4年10月28日(金) 午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 三条市役所三条庁舎 2階 大会議室
- 3 出席委員

丸田秋男委員長、小山しおり副委員長、中澤泰二郎委員、佐藤絵美委員、 小越智教委員、吉田勇一委員、内田卓利委員、佐藤拓委員、大平勲委員、 西山丈基委員、外山英一委員、田代正委員、島影正幸委員 弥久保茂委員、川村優子委員、大橋清二委員

4 欠席委員

渡辺龍子委員、藤波法英委員、小林文香委員

5 出席者

福祉保健部長 佐藤和明

福祉課 課長 諸橋美香 課長補佐 丸山純一

福祉課 障がい支援係 係長 鈴木慎一 主事 櫻井理江 職員 平岡良亮 (オブザーバー)

子育て支援課長 平岡義規

学校教育課長 熊倉隆司

- 6 傍聴者 なし
- 7 報道機関 なし
- 8 会議概要
 - (1) 開会(午後1時30分開会)

(2) 議事

ア 目指すべき姿とその実現に必要な視点について

丸田委員長: 三条市の条例に盛り込む内容やその考え方が妥当であるか、 また、盛り込む事項に不足はないかについて意見をいただきたい。 事前に皆さんに条例素案等の資料を確認いただき頂戴した意見を 基に議論を進めたい。

福 祉 課 長: 「(仮称)障がい者の合理的配慮条例」素案に対する質問・意見 等」に基づき説明。

丸田委員長: 事前意見及び事務局からの説明を基に各項目についてまとめていきたいと思う。まず、名称案について委員からの意見を踏まえて私から提案したい。「障がいのある人もない人も共に自分らしく暮らすためのまちづくり条例」としたい。理由として、他の自治体を調べた時、「自分らしく」という表現を使用しているところはほとんど見られなかった。今回「自分らしく」という表現が必要であると

考えたのは、当事者の視点に立ち、障がいのある人の尊厳を重視していると打ち出していく三条市のオリジナリティーが「自分らしく」という表現に表れると考えたためこの言葉を盛り込みたい。また、この「自分らしく」というワードを「暮らす」にかけるか「共に暮らす」にかけるかは、委員から意見をいただきたいと思うが、私からの提案は「障がいのある人もない人も共に自分らしく暮らすためのまちづくり条例」とさせていただく。

- 大 平 委 員: この条例の目指すところが共生社会であるならば、名称は分かり やすいほうがよいと思い、「自分らしく」という表現が不要ではない かと考えたが、今の説明にもあったとおり「自分らしく」がキーワ ードとなっているのであれば問題ないと考える。ただ、「自分らしく 共に暮らす」のが共生社会なのか、「共に自分らしく暮らす」のが共 生社会なのかは好みの部分もあると思う。
- 大橋委員: 条例は、三条市民に向けて発信するものだと認識しているが、そう考えた時「自分らしく」という言葉が他人事のように捉えられるため適当ではないと考える。ただ、「共に自分らしく暮らす」とすることで捉え方も変わってくる。また、「障がいのある」という言葉は「その人に障がいがある」と捉えられてしまう可能性があるため変更したい。具体的には「障がい者と共に暮らすために市民がつくるまちづくり条例」など、この条例を読んだ市民が障がいのある人たちと一緒に暮らす意識を持てるような表現のほうがよいと思う。
- 佐藤拓委員: 当初資料を確認した際、原案が分かりやすいためこの名称でよい と思い意見の記載はしなかった。今、他の委員の発言を聞いて「共 に」が「自分らしく」より前にきた方が分かりやすいのではないか と感じた。
- 佐藤絵美委員: 原案が分かりやすくてよいと思った。本当は「誰もが」といいたいところだが、分かりづらい部分もあるため、みんなに分かりやすくという観点で考えた時、「障がいがある人もない人も関係ない」というニュアンスでつけることは大事だと思った。また、「共に」の位置について「共に自分らしく暮らす」にしたほうが分かりやすくてよいと思った。
- 中澤委員: 当初、私は「自分らしく」は前にきた方がよいと考えた。「共に」が不必要に制約されてしまうことを考えると「障がいのある人もない人も自分らしく」とした方がよいと考えていたが、「障がいのある人もない人も共に」とした方が分かりやすいと思った。この条例は市民に対してのものだと思うが、条例が制定された後、一番見ることになるのは行政内部だと思っている。市民からの要望があった時、行政が対応する際の指針になる。名称を分かりやすくすることは、みんなのために制定された条例なのだというメッセージの発信

にもなると考える。そのため、確かに少し長いが、そういった想いもこもっているという意味でよいのではないかと考える。

- 小山副委員長: 長いなという印象はあるが、分かりやすい名称ではないかと思う。「障がいのある人もない人も共に自分らしく暮らすためのまちづくり条例」とするのがよいと思う。
- 丸田委員長: この後パブリックコメントも予定されているが、この委員会として了解が得られれば、名称を「障がいのある人もない人も共に自分らしく暮らすためのまちづくり条例」として取りまとめたいと思うがいかがか。

(全員、異議なく了承)

- 丸田委員長: 次に2ページの第1条について大平委員からの意見にあった、合理的配慮について、法改正により法律上は市と事業者は義務となるが、市民に対して義務を課している訳ではない。そこをあえて本条例では、市民に対しても義務を課す記載になっていることについて事務局から説明して欲しい。
- 福 祉 課 長: 条例素案の中でこだわっている部分は、合理的配慮の部分である。 一般的には、明確な意思表示があった場合に社会的障壁を除去する ことが求められているが、三条市としては明確な意思表示がなくて も客観的に見て社会的障壁の除去を必要としている場合までを合理 的配慮の提供範囲として定めたいと考えている。あわせて、これを 市と事業所のみに課するのではなく、困った人がいれば手を差し伸 べることができる三条市民であって欲しいという願いを込め、市民 にも課すものとして整理した。
- 丸田委員長: 法律で規定されていることに対して、自治体がその実情に応じて 規定を上乗せすることは問題ないのか。
- 中澤委員: この条文については、市民が市や事業所と並列で義務を課されているが、条例全体の構成から見た実際の意味合いからすると、市や事業者と比べて市民に対する義務の程度は弱いというふうに解釈するのではないかと思う。
- 大橋 委員: 市民と事業者とを分けた時に、事業者に雇われている市民はどうなるのかという問題もあると思う。市民までを範囲とすることで、 そういった問題も解消されるため、事務局からの案に賛成である。
- 佐藤絵美委員: 合理的配慮に対して明確な意思表示がなくても助けると言っていた中で、素案12ページにある「相談者が匿名の場合は相談内容が事実であるかを確認することが困難であるため対応の対象外とする」と記載があるがこのことについて説明して欲しい。
- 福祉課長: 匿名での相談の場合、本当にその事実があったかの調査が困難であり、助言やあっせん、勧告や公表といった差別の解消に向けた一

連の取組を進める上で、匿名ではなく実名で相談いただきたいという趣旨である。

- 佐藤絵美委員: そうはいっても実名を出せないという例はある。今の時代にあってもなお、障がいがある子どもが家族にいるという事実を公表したくないという方も中にはいる。自分たちが支援を受けられるのかの問合せの時ですら匿名ではだめなのか。何かしらの対応をしてもらえると分かった段階で次のステップに進むのではだめなのか。せっかく条例を制定するのだから間口は広げてもよいのではないかと考える。
- 福祉課長: 相談を受け付けないのではなく、相談後の対応を行う際、匿名だと事実関係を確認することが難しいため、対処はいたしかねるというもので、決して匿名での相談を排除する趣旨ではない。また、匿名での相談については、現在も受け付けており、相談の内容が個別のケース対応なのか、それとも他にも影響を及ぼしている地域課題なのかによって対応方法は異なるが、匿名だからといって相談を受けないというものではないことは、御理解いただきたい。

佐藤絵美委員: そういったことは今まであったのか。

- 福 祉 課 長: これまで、差別に関する相談はなかったものの、今回、条例制定に係る検討に先立ち行ったタウンミーティングの結果から、差別だと受け取れるようなことの存在を認識したところであり、地域自立支援協議会において地域課題として改善に向けた対応方法の検討を進めいているところである。
- 佐藤絵美委員: 今まで困っていることを市に伝えられるようなまちづくりができていなかったということの結果かと思う。
- 福 祉 課 長: そういった人たちの声を聞くためにも相談窓口の周知について徹底していきたい。
- 中澤委員: 佐藤絵美委員の指摘について、相談者が匿名の場合の相談を全く 受け付けないという趣旨で記載したわけではないかと思うが、その ように受け取られる可能性があることから、誤解を受けないような 表記にした方がよい。
- 丸田委員長: 合理的配慮の提供範囲について、市民を義務とするか努力義務と するか、質問いただいた大平委員はいかがか。
- 大 平 委 員: 市民を合理的配慮の提供義務の中に入れることについては、全く 問題ないと思っているが、記載の仕方について疑問があったため指 摘した。
- 丸田委員長: 他に意見がなければ、了承を得たとものと考えるがいかがか。 (全員、異議なく了承)

丸田委員長: 弥久保委員から指摘をいただいた、第2条の難病の解釈について、

朱書きの事務局の整理の仕方で問題はないか。

弥久保委員: 難病という記載が狭い範囲を指すことから、違和感を感じ指摘したが、修正案については問題ない。

大 平 委 員: 合理的配慮の定義について、素案は分かりにくくはないか。言葉 の定義は分かりやすく端的に示した方がよいと思う。第7条で合理 的配慮の基本的な部分を書いた方が全体としてバランスが取れる と思う。第6条は細かすぎる。

丸田委員長: 事務局は、法律を読み、他自治体の例を研究した上で最終的にこのような記載になったのかと思うが、その経過について説明して欲しい。

福 祉 課 長: 合理的配慮の定義については、法律の記載をベースにしており、 法律の定義自体も長いことに加え、三条市のオリジナリティーとし て「明確な意思表示がなくても」というところを加えたため、更に 長く、結果として分かりにくくなってしまったと感じている。本日 まで、他自治体の例なども調べてみたが、適切な表現がみつからず、 修正案を提示できなかったが、引き続き、より分かりやすく適切な 表現を検討したい。

丸田委員長: 本日の限られた時間の中で、詰めていくことは難しいと考えており、事務局から話があったとおり預からせていただきたいが、いかがか。

(全員、異議なく了承)

丸田委員長: 事業者の定義について、法律上の定義は「商業その他の事業を行 うもの」である。素案とは一致していない。他自治体では、法律の 定義と同じ表記をしているところもあれば、そうでない自治体もあ る。それぞれ自治体の判断で定義することは問題ないと思っている が、どのように整えていけばよいかという観点で、改めて意見をい ただきたい。

中澤委員: そもそも事業者といった時に委員長がおっしゃったとおり、事業者の規定は自治体の判断に委ねられていると思う。大平委員の指摘の事業者を団体的性格と定義する時、個人事業者が抜けてしまうと考えるのは自然かと思う。後の条項にも出てくるが、本条例は、市民と事業者とでは制約の度合いが違ってきている。そうすると、事業者をきちんと定義し、合理的配慮を求める対象としなければならないと思う。例えば、新潟市は、事業者を市内で事業活動を行う全ての者と定義している。このため、法人格の有無や団体的性格かどうかは問わず事業活動をしていれば事業者としている。よって「団体的性格を持っている」については修正した方がよいと考える。事業者の定義付は、条例の名称と同様、どうしたら分かりやすい表現

になるか意識して判断したほうがよい。

丸田委員長: 福島市が事業者を「市内において営利、非営利を問わず事業を行 う個人及び法人その他の団体をいう。」と定義している。これに準 拠したいという訳ではないが、このような例を含め、事務局で改め て整理し、次回までに修正案を示すことで、いかがか。

(全員、異議なく了承)

丸田委員長: 第4条、第5条について意見がある委員はお願いしたい。

大 平 委 員: 第4条の市の責務について、第1条で「市、市民、事業者の責務 を明らかにする」と規定しているが、第4条で市の責務が明らかに なっているのかというところが疑問に思う。市の責務をもう少し具 体的に記載したほうがよいと思う。

福祉課長: 第1条での中澤委員からの御指摘を踏まえ、第4条の「条例の目指すべき社会」を「共生社会の実現」と修正させていただきたいと考えているが、この修正により、第4条では、市の責務として「共生社会を実現するための施策を推進しなければならない」となり、第4章の「共生社会実現に向けた施策」を包含するような形になると考える。また、施策を推進しなければならない、この言葉はかなり広範囲のことを述べ、強い責務を表しており、条例の構成として第4章との関係を踏まえても、十分ではないかと考えている。

丸田委員長: 他の自治体では、市の施策といった部分が全く盛り込まれていないところもある。三条市のオリジナリティーの1つとして、第4章では市の基本施策を明確に示しており、あえて第4条の中に盛り込まないという解釈である。

中澤委員: 条例の作り方の話になると思うが、大平委員指摘のとおり、第4 条をもう少し分かりやすく記載した方がよいのではないかという意 見もあるが、他方で、そうした場合、第4章と重複してしまう可能 性もあるため、そこをどのように考えるかになると思う。

丸田委員長: 多くの自治体は、第4章に当たる部分の記載がなく、市の責務の 中に折り込む作り方をしている。三条市においては、これまでの委 員会での各委員の意見を踏まえ、第4章で市が取り組むべき基本的 な事項について列挙していくという考え方で構成していると理解し ているが、大平委員いかがか。

大平委員: そういった作り方をしていくということであれば問題ない。責務 として記載するのと施策として記載するのとでは意味合いが変わっ てくる。第4章で記載の施策が第4条の責務と同等という意味合い であれば問題ない。

丸田委員長: 今の点について、趣旨解説欄で第4章との関係について市の責務 の質的な部分について市民にも分かりやすいよう、事務局から記載 してもらう。

次に、第6条の差別の禁止で例示を盛り込むことについて、委員の間でも意見が分かれている。佐藤拓委員、小山副委員長からは分野別に記載をした方がよいという意見をいただいた一方、大平委員からはガイドライン的になっているのではという意見をいただいている。まずは、佐藤拓委員、小山副委員長から発言いただいた後、大平委員から発言ただきたい。

- 佐藤拓委員: 記載のとおり、個々の物事については固有の要素があるため、一つにまとめてしまうと各要素がぼやけてしまう恐れがある。また、独自性等の観点からも文章は長くなるが、分野ごとに例示していくのが必要ではないかと考える。
- 小山副委員長: 条例が制定されたとき、事業者もこの条例を確認するかと思うが、事例があると判断しやすい。
- 大 平 委 員: 前回、具体的に個別に書いた方がよいと発言したが、ここまで具体的でなくてもよい気がする。合理的配慮の提供とバランスをとって、第6条、第7条を規定する必要があると思う。
- 大橋委員: 第6条と第7条は、やるなとやれの対の関係になっていると思う。 第6条と同様、第7条にも細かく明記してもよいと思う。
- 佐藤絵美委員: 今後、子どもたちが親の助けなく生きていくとなったとき、第 6条の分野別の事項は残しておいてもらいたい。理由は、障がいの ある子の周りの大人たちが困っていた事項が書かれているからであ る。第7条もそれに合わせる形で膨らませてもらいたい。
- 小山副委員長: 合理的配慮について、現状の記載だと分かりづらいように感じる。条例なので固く書いてある部分もあるため、仕方ないのかもしれないが、分かりやすい記載になるとよい。
- 福 祉 課 長: 第6条、第7条の記載については、委員の御意見を賜りたい部分でもある。差別の禁止に係る記載は、分野別に整理することが可能だが、合理的配慮の提供については、障がいの特性別に考える必要があると思っている。他方で、条例に記載するには限界もある。そのため、合理的配慮は、条文は義務という強い表現を用い、具体的な事項については、周知啓発の中で、障がいの種別や特性について理解してもらうためのチラシやパンフレット等を様々な場面を捉えて作成し、各所に配布した方がよいのではないかと考えたところだが、どのように整理すべきか意見をいただきたい。
- 丸田委員長: 第6条は他自治体だと2種類に分かれる。新潟市のように自治体が分野ごとの具体的な課題を明確に把握している場合は、条文に具体的に明記している。一方、形式的に条例を作成している自治体は抽象的な記載になっている。このため、第6条は三条市においてどのように捉えるか委員に問いかけられている部分ではあると思う。

第7条は、条例の中で規定していく部分になるのか、周知啓発の部分なのかについても改めて意見をいただきたい。

中澤委員: 以前、自由権的な側面と社会権的な側面という発言をしたと思うが、第6条、第7条はそういった関係性かと思う。6条2項は制限をするものになるが、記載の方法として2条8項のように「市、又は事業者は正当な理由なしに~行わない」という記載にすると端的だが、誤解が生まれる恐れがある。そのため、具体的な記載があるとやってはいけないことが分かりやすい。人の行動を制限する以上、第6条は、明確に禁止事項を記載した方がよい気がする。他方で、第7条は、明確な記載をすると、それ以外の配慮についてはしなくてもよいと受け取られてしまう側面も出てくる。しかし、合理的配慮というのは、分野に限らず、様々な側面で検討すべき事項であるため、素案の記載の仕方はしっくりくる。

丸田委員長: 今の中澤委員からの説明で理屈の面で整理がついたように思うが、 大平委員いかがか。

大 平 委 員: 2項は、医療分野についての内容もあるが、非常に具体的で、形式的なことが起こるのではないかと懸念している。

丸田委員長: 条例に規定することに差し障りがないか、こうした確認や調整の 仕方について、事務局はどのように考えているのか。

福祉課長: 各分野の代表の方から検討委員会の委員として御就任いただいて おり、各委員から確認をとってもらえるとありがたい。

丸田委員長: そうなった場合、医師会はどのように対応されるか。

大平委員: 理事会があるため、理事会内で協議させてもらう。

福 祉 課 長: その他、個別対応が必要な団体については、事務局から団体宛て に確認をさせていただこうと思うが、そういった団体があればお聞 かせいただきたい。

小山副委員長: 私は、事業者としての参加になるが、自社のことであれば別だが、高齢障がい求職者支援機構が障がい者の雇用については定義されている部分もあると思うため、雇用面についてはそちらに確認をした方がよいと思う。

福祉課長: 本日の検討結果を地域自立支援協議会で報告する予定だが、当該協議会にはハローワークや商工会議所から参画していただいているため、その中で確認をお願いしたいと思う。

西山委員: 公共交通に関しては、それぞれに専門的な部分もあるため、私から一括で確認するのは難しい。事務局の方で確認をお願いしたい。

福祉課長: 承知した。

丸田委員長: 確認や調整については、各委員の発言を踏まえて進めたいと思うが、いかがか。

(全員、異議なく了承)

丸田委員長: 罰則規定について、御意見をいただいているが、専門分野でもある中澤委員から意見をいただきたい。

中澤委員: 理屈上、罰則規定を設けることは可能である。障害者差別解消法 は守秘義務違反の場合、罰金がある。また、取組状況について、事 業者が回答しない若しくは虚偽の報告があった場合、過料が定めら れている。法律で罰則規定があるため、あえて条例において罰則規 定を設けなくてもよいのではないかという考え方もできると思う。

丸田委員長: 御指摘いただいた田代委員は、今の説明で御了解いただけるか。

田代委員: 了解した。

丸田委員長: 次に、差別の事後対応策についての質問について、事務局で調査 をした結果が資料に記載されているが、事務局から補足説明があれ ばお願いしたい。

福祉課長:新潟市の例を記載させていただいたが、全国の先進地の実績を確認したところ、調整委員会に図るといった紛争の事例はほとんど見受けられなかった。新潟市の例もそうだが、全国的にも当初は多くの相談が寄せられたものの、条例に掲げる取組が進むにつれ、差別に係る相談が減少したものだと聞いている。また、調整委員会については、本来、調整委員会に図らなくてもよい、差別のない社会が望ましい社会であると考えるが、何かあった際に対策がとれるように準備をしておくことも大切だと認識している。第2節の各事項については、こうしたことを踏まえ、差別だと受け取られるような事象が起きた際の一連の対応として整理させてもらいたいと考えている。

大 平 委 員: 単純に先進地の実績が気になり質問させていただいた。三条市が 他市のように合理的配慮が進んで問題が解決されていくのかとい うところが気になる。今まで各委員から相談しても上手くいかなか ったという意見を多く聞いてきた。三条市の相談支援体制について、 今まで上手くいっていなかったのに今までと同じ仕組みで本当に よいのか、この場で議論すべきかと思う。

丸田委員長: 三条市の相談支援体制については、全県下に先駆けて優れた取組 を行っており、その辺りを事務局から少し説明してもらいたい。

福 祉 課 長: 御指摘のとおり、困りごとはこちらから聞かなければ上がってこない現状があることを今回の取組で知ることができた。それを踏まえ、相談に係る周知はもっと力を入れてやっていかなければならないと考えている。他方で、相談を受けた後の対応については、委員長から紹介があったとおり、様々な相談を支援機関がチームとなって支えていく重層的な支援体制を整えてきたところであり、今後は、いかにして相談につなげていくか、併せて、相談員が相談を流さず

にしっかりと受け止められるよう、スキルアップに向けた研修等についても取り組んでいきたいと考えている。

丸田委員長: 市の相談支援体制は、条例の制定により、条例と照らしながらより充実していく方向になるものと認識している。

次に、第8条、第9条及び第15条について意見を頂戴したい。 弥久保委員から第15条に関していただいた質問については事務局 からの回答で御了承いただけるか。

弥久保委員: 了解した。

丸田委員長: 次に、16条について小山委員から御意見を頂いているが追加発言 があればお願いしたい。

小山副委員長: スポーツなどにおいて、本当は大会等に参加してみたいが、該 当する部門がなく参加が難しい人たちのために、こうしたらみんな が参加できるよね、といったところまで考えが及ぶような内容にで きたらよいと思う。

福祉課長: 16条にどこまで具体的に規定するのかは難しいところではある。ただ、現在、三条市の総合計画の策定を進めているが、その中で、障がいの有無に関わらずスポーツ、芸術文化活動等に取り組めるような環境づくりを打ち出し、それに先立ち、三条市スポーツ協会などの主催で、11月19日にユニバーサルスポーツの体験会が企画されており、スポーツを楽しんでいただくことを足掛かりに取組がスタートしたところである。また、芸術文化活動においても市展の開催に合わせて障がい支援事業所の利用者の作品展を同時開催するなど、少しずつではあるが、取組を進めているところであり、こういった取組を広げていくことこそが、委員の発言の趣旨に対する対応になるのではないかと捉えている。

丸田委員長: 次に、20条について弥久保委員から意見をいただいたが、事務局 から説明をお願いしたい。

福祉課長:素案の趣旨・解説に記載のとおり、障がいのある方の地域における生活全般に係る必要な支援や仕組みを幅広く検討していく中核的な役割を果たす組織として、地域自立支援協議会がある。また、地域自立支援協議会は、差別の解消においても十分評価や議論ができる場であると考えている。その中で、条例の推進に係る組織をどう整理するべきか悩んだが、事務局案としては、現在の地域自立支援協議会をベースに、不足する知見を持つ機関を加えた形で、構成を見直し、条例推進会議を兼ねることとしてはどうかと考えている。

丸田委員長: 地域自立支援協議会をそのまま条例推進会議にするのではなく、 条例を制定する以上、条例制定の趣旨に合致し、効果的に機能して もらおうというのが事務局の考えかと思うが改めていかがか。

弥久保委員: 今の事務局からの説明で納得した。

- 丸田委員長: 次に、大平委員から市としてこの条例に対してどう責任をとるのかという部分に大きく関わる御指摘をいただいた。財政上の措置規定を設けることについて、市から朱書き記載のとおり市の責務に加える修正案を出してもらったが、大平委員いかがか。
- 大 平 委 員: 合理的配慮の提供において、事業者の財政的負担は大きいものと なる。そこで財政上の支援も今後必要になるものと考え指摘させて もらった。
- 中澤委員: 我々は、条例制定の議論を行っているし、市は条例を作りたいという思いがあるため、今であれば、そういった施策に努めていかれると思うが、後々どうなっていくかは分からない。そうした意味で、市からはこの先もずっと財政上の措置も含む本条例の理念を語り継いでいってもらいたい。
- 丸田委員長: それでは、大平委員から御指摘いただいた補助制度については、 第4条に追加する形で整理することとし、本日の協議結果を事務局 から整理してもらい、次回の会議で検討委員会としての条例案を取 りまとめていきたいと考えているので、引き続き、協力願いたい。 (全員、異議なく了承)

イ その他

福 祉 課 長: 事務局から2点、連絡させていただきたい。1点目は、今後のス ケジュールについてである。次回の会議は、12月23日(金)の午 後1時 30 分から予定している。先ほど、委員長から話があったと おり、次回の会議で条例案を取りまとめていただき、その後、法規 整理やパブリックコメントを経て、3月の定例市議会に提案したい と考えている。2点目は、条例制定に先行して取り組んでいる、"ツ ナガル"プロジェクトの一環として、第2回"ツナガル"フォーラ ムを、12月17日(土)に体育文化会館で開催する。当日は、佐藤ひ らりさんのコンサートのほか、市内の保育園児、中学生や高校生と 障がい支援事業所の皆さんとのコラボレートステージや、虹のマル シェなどを予定している。このフォーラムの開催に当たり、多大な 御協力を賜っている、佐藤絵美委員、中学校長会、高等学校校長協 会に、この場を借り、改めて感謝申し上げる。委員の皆様にはフォ ーラムへの参加と併せ、配付させていただいた"ツナガル"プロジ ェクトのTシャツのオーダー用紙を、11月1日までに福祉課に提出 をお願いしたい。

(3) 閉会(午後3時30分閉会)